

議案第10号

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成31年2月4日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区立公園条例の一部を改正する条例

墨田区立公園条例（昭和40年墨田区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に規定するもののほか、公募により自動販売機の設置の許可を受ける者を決定した場合は、別表第4に定める使用料を当該許可を受けた者から徴収する。

第12条第1項中「別表第4」を「別表第5」に改める。

第15条中「別表第5」を「別表第6」に改める。

第16条中「別表第6」を「別表第7」に改める。

別表第3 1土地の使用料の部中「942円」を「1,693円」に改め、同表2公園施設の使用料の部中「14,400円」を「14,000円」に改める。

別表第6を別表第7とし、別表第5を別表第6とする。

別表第4中「1,377円」を「1,583円」に、「612円」を「703円」に、「1,020円」を「1,173円」に、「408円」を「469円」に、「721円」を「865円」に、「306円」を「351円」に、「510円」を「586円」に、「823円」を「987円」に、「8,160円」を「9,360円」に、「12,750円」を「14,625円」に、「34円」を「39円」に改め、同表を別表第5とし、別表第3の次に次の1表を加える。

別表第4

自動販売機の設置に係る使用料

種	別	単	位	金	額
---	---	---	---	---	---

自 動 販 売 機	1 台 、 1 月	当該自動販売機による販売物品に係る当該月ごとの売上金額（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）に、100分の50を上限として区長が別に定める割合を乗じて得た額
-----------	-----------	---

付 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第3及び別表第5の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は占有に係る使用料又は占有料から適用する。

（提案理由）

固定資産税に係る固定資産の評価替えに伴い、公園の土地の使用料等の上限額を改定するほか、公募により自動販売機を設置する者を決定した場合の使用料について、土地の使用料のほか、売上金額の一部を徴収することについて定める必要がある。